

平成 27 年 8 月の市民の声（全 7 通のうち 7 通）

市民の声の内容と、そのお返事の一部を紹介します。

◇喫煙場所について

【ご意見・ご提案など】

喫煙場所が（市役所本庁舎）玄関（脇）の自転車置き場にあるのは、いかがなものでしょうか。裏口とか、（場所を）考えてください。

（私には、呼吸疾患があります）

【お返事】

本庁舎正面の自転車置き場に設置してある灰皿は、庁舎内に入る際に煙草を消していただくために設置しています。

しかしながら、実態としてその場所で喫煙する人もいるようですので、今後撤去を含めて検討いたします。

（担当：財政課）

※その後、自転車置き場に設置していた灰皿を撤去いたしました。

◇塩沢庁舎の懸垂幕について

【ご意見・ご提案など】

塩沢庁舎の前を通るたびに、懸垂幕を見て思います。「自衛官募集」の幕と「小野塚彩那さん」の幕は、なぜ不揃いになっているのでしょうか。

自衛官募集の幕は、あれ以上あがらないのですか。器具に問題があるなら直してほしいですし、問題ないのなら揃えてあげるべきです。

それとも、あれ以上あげたくないのでしょうか。

【お返事】

平成 27 年 7 月初旬までは、人権擁護の懸垂幕と自衛官募集の懸垂幕を掲示していました。その後、人権擁護の懸垂幕に替えて小野塚彩那さんの懸垂幕を掲示いたしました。小野塚選手の懸垂幕は自衛官募集の懸垂幕より長かったため、ご指摘の状態となってしまいました。

塩沢市民センターで位置を検討し、8 月 12 日（水）の午後に自衛官募集の懸垂幕を上にあげ、下記の写真のとおり上端を揃えました。

小野塚選手の懸垂幕を設置したときに気付くべきであり、配慮が足らなかったことを反省しております。

（担当：塩沢市民センター）



◇公共機関からの広報紙について

【ご意見・ご提案など】

各機関から発行される広報紙が多すぎはしないか。市報にまとめられるものは、まとめた方がよい。

また、老人会などへの連絡通知は、市役所総務課、市役所社会教育課、社会福祉協議会の3か所から出される。こうした複数部署の管理を一元化し、発行物を減らせないか。そうすれば、老人会も対応しやすくなる。

【お返事】

各機関からの広報誌は、それぞれの機関が目的を持ち、その機関の予算で発行しているものです。まとめられるものをまとめた方がよいとの意見ですが、発行や編集に係る費用、発行目的、紙面内容が異なることなどから現実的に難しいのが現状です。

市では、各課などからのお知らせ文書を減らし、市報みなみ魚沼に集約して掲載することを基本としています。しかしながら、急を要する記事や担当課で特集をした内容など、市報と同時に配布される文書が多いのが現実です。市としては、市報以外の文書を少しでも減らせるように努めていきたいと考えています。

複数部署の管理を一元化し、配布文書を減らせないかという意見につきまして、例にあります老人会への連絡は、市老連に関しては市老連の事務局がある社会福祉協議会が、塩沢地域高齢者運動会に関しては塩沢公民館(社会教育課)が、一部の老人会への補助金に関しては福祉課が行っています。

老人会としては窓口が一つの方がわかりやすいものと理解いたしますが、市老連がある社会福祉協議会と市、また市の社会教育課と福祉課でも、それぞれの主管する事業を遂行するためにご連絡しているものです。仮に代表の連絡窓口を作り、代表以外はそこを経由し、ご連絡することは不可能ではありませんが、問い合わせをいただいた時に即答できないなど、利便性を下げてしまうことにつながります。

事業や補助金ごとに別々の機関(担当課)からの連絡となってしまう、煩雑かと存じますが、ご理解をお願いいたします。

(担当：秘書広報室)

◇ごみ袋のバラ売りについて

【ご意見・ご提案など】

ごみ袋のバラ売り（1枚単位）をして欲しい。他市町村では、行っているところがあります。

【お返事】

市の指定ごみ袋は、お住まいの地域にある収集所（ごみステーション等）にごみを出し、市が収集するために使用されるものです。

使用頻度の高い「もえるごみ袋」と「容器包装ごみ袋」は20枚1パックで販売し、使用頻度の少ない「不燃ごみ袋」は10枚1パックで販売しています。

指定ごみ袋を使用される方は、一定期間市内に居住する方だと思われるので、ある程度の枚数が必要と考えています。

1枚単位での販売は、販売店のご理解とご協力なしには取り組むことができません。今後、市民からの要望が増えてきた時点で検討させていただきますので、ご理解をお願い申し上げます。

なお、市販の透明な袋に入れて市のごみ処理施設に直接搬入する方法もあります。この場合、重さが10kgまでであれば料金は50円となり、市販のごみ袋と同額です。ごみ袋の使用頻度が少なく、ご自分で搬入できる場合は、ご検討ください。

（担当：廃棄物対策課）

◇個人番号、保険証の郵送と健診時の間仕切りについて

【ご意見・ご提案など】

1. マイナンバー（個人番号）の通知カードは書留で届きますか。
2. 健康保険証が普通郵便で配送され、郵便受けの入口に挟まった状態で届いていました。保険証は重要な個人情報です。普通郵便で送付する根拠をお示してください。

市報 7 月 1 日号では、送付方法の記載がありません。これまで送付方法に疑問を持った職員はいなかったのでしょうか。また、送付方法についての決裁は、市民課長と市民生活部長でしょうか。

（書留などを使用している他市の参考情報を添付します）

3. 市の健康診断を受診しました。医師の問診時は仕切りがありましたが、最後の健康相談は 3 人が隣り合わせた状態でした。個人の健康状態は、重要な個人情報です。スペースは充分あります。1 メートル位離して仕切りを設置されてはいかがでしょうか。

【お返事】

1. マイナンバーの通知カードについて

マイナンバーの通知カードは、10 月 5 日以降、地方公共団体情報システム機構から直接世帯主あてに、簡易書留郵便で郵送されることになっております。実際の到達時期については、10 月 5 日以降のいずれの時期となるか明確ではありません。

（担当：市民課）

2. 健康保険証を普通郵便で送付した件について

(1) 普通郵便の根拠

国民健康保険の保険証の送付方法については、法令等に定められておりません。各自治体の判断で普通郵便、簡易書留または特定記録郵便等で発送しております。南魚沼市においては、これまで不到達等の問題が発生していませんことから、経費を抑えるため普通郵便で発送していました。

(2) 郵便局に対する依頼

普通郵便で発送する際、郵便局に対し、注意を払って確実に郵便受け等に投函してもらいたい等の依頼は行っておりませんでした。ご指摘のような配達がなされていたことは誠に遺憾であります。今後は、郵便局に対し確実に丁寧な配達を行うよう、発送時に依頼したいと考えます。

(3) 市報に送付方法の記載がないこと

これまで普通郵便で発送していたことから、市報にも特段の記載はしていませんでした。

(4) 送付方法に疑問を感じた職員

市民課国保年金係では、マイナンバー制度に係る通知カードが簡易書留郵便で発送されることとの相違は認識しておりましたが、保険証の送付に関して従来の送付方法を再検討する必要性には思い至りませんでした。

(5) 送付方法の決裁

国民健康保険及び後期高齢者医療の保険証に関する送付方法については、市民課長及び市民生活部長の決裁になります。ただし、歳出増を伴う案件については財政課との協議及び予算議決が必要となります。

(まとめ)

このたびご指摘いただいた件については、保険証が身分証明にも使用されることのある重要書類であることにかんがみ、通常行政文書より一層確実な到達を図るべきでとの反省から、希望制による送付方法の変更を取り入れるべく検討することといたしました。国民健康保険のほか、後期高齢者医療及び介護保険に係る保険証を検討対象とします。実施が決定した場合は、平成 28 年度当初予算に所要見積額を反映いたします。(予算は平成 28 年 3 月定例市議会において審議・決定されます。)

(担当：市民課)

3. 健康相談コーナーの仕切り板設置について

配慮が行き届かず、申し訳ありませんでした。

今後はプライバシーが守られるよう、次回住民健診（9 月 16 日）より、机を離して、その間に衝立をします。貴重なご意見をありがとうございました。

(担当：保健課)

◇規制区域内の井戸掘削について

【ご意見・ご提案など】

地盤沈下対策として、井戸の掘削が禁止されている区域があります。近年新しい世帯も増える中で、住民は井戸を掘りたいのを我慢し、他の方法を検討するなどして規則を守ってきました。

ところが、現在新築中の方が井戸を掘っていて、近隣住民は戸惑いを隠せません。聞くとところによると、河川改修の立退きため、代替地に建築中だとか。立退き前に井戸があったため、掘削を市が認めたとのこと。到底理解できません。

井戸を掘りたいならば、規制区域外に引越しをするべきではないでしょうか。このことについて、地元行政区長にも説明いただき、区民に納得のいく説明をしてもらいたいと思います。

【お返事】

六日町地区の市街地において、冬期消雪用の地下水の汲み上げによる地盤沈下が毎年進行しており、幾度となく全国一の沈下量を記録しています。そして、建物基礎や井戸等に抜け上がりといった被害が出ています。

このため、旧六日町時代（平成6年）から地盤沈下区域における新規のさく井を原則として認めないこととし、現在に至っています。

豪雪地である本市での生活において、地下水による消雪は極めて有効な手段であることは十分に理解しています。しかし、地盤沈下が当該区域全体に与える影響の大きさから、流雪溝整備や屋根融雪等への補助、地中熱・地下水熱利用といった他の融雪方法の研究に取り組んでいるところです。市の施設でも機械除雪への切り替えを進め、揚水量の削減に努めています。

しかしながら、地下水に代わる安価で有効な対策となっていないことも現実です。安心・安全な市民生活の確保を図るため、やむを得ないものとして「幅が狭く排雪場所のない道路や、防災・水道・消防の用に供する場合等、特に公共性の高いもの」について、特例として新規の井戸掘削を認めています。（南魚沼市地下水の採取に関する条例）

また、地盤沈下区域内に所有している井戸が、道路もしくは河川に係る公共事業の補償対象となることによって使用できなくなる場合には、その機能を補償することにもなっています。（同条例）その際には、使用できなくなる井戸の能力を上限とし、移転先での土地面積も考慮しつつ、移転前の揚水量を超えない範囲で井戸掘削を認めることとなります。

市では、道路と河川に係る公共事業の重要性と、移転にご協力いただく地権者が不利益とならないことを考慮して、条例に定めたものです。

「規制区域外に引越しすべき」という意見もありますが、長く住み慣れた近所づきあいのある場所から、遠く離れた知り合いもないところへ引越せというのは、移転にご協力いただいた方に酷な話です。

「特定の一個人の要望・理由を承認した」のではなく、「条例により特例として認められた事案」であることについて、ご理解をお願い申し上げます。（地下水の汲み上げ量は、移転前以下となっています）

また、該当する行政区長へは、担当課が直接説明をさせていただきます。

今後も市の地盤沈下対策に対し、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

（担当：環境交通課）

◇教育委員について

【ご意見・ご提案など】

「保護者である教育委員」の複数選任について、ご検討ください。

【お返事】

南魚沼市の教育委員は、現在男性3名、女性2名で、教育に関し識見を有する保護者1名、教育に関し識見を有するもの2名、文化に関し識見を有するもの1名及び行政経験者で構成されています。

教育委員の選任にあたっては「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織するとされ、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有することを要し、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）である者が含まれるようにしなければならないとされていることから、当市教育委員会においても1名の保護者が任命されています。

教育委員の選任にあたっては、様々な要件を考慮する必要がありますが、いただいたご意見についても十分尊重するとともに、性別等にも著しい偏りが生じないように配慮していく必要があると考えます。

「保護者である教育委員の複数選任の検討」につきましては、教育委員会が合議により教育行政の大きな方向性を決定する機関であることから、教育委員の構成バランスの変更だけでなく人数を増加させることにもつながる可能性があります。委員数が増えると迅速な意思決定が難しくなる恐れもありますので、かなり慎重な検討が必要と考えます。

教育委員会が本来の機能を発揮するためには、教育委員に適任者を得ることが不可欠であり、単に一般的な識見があるというだけではなく、教育に深い関心と熱意を有する人物が登用される必要があります。

これ以降に選任する教育委員についても、教育行政の知識のみならず広く市民一般の考えで物事を判断でき、教育委員会事務局が行う事務のチェック機能を果たすことができる人物であることなど、様々な要件を考慮する必要があります。

いただいたご意見については、当市において更なる教育委員会改革というような議論が出てきた場合に、委員構成及び人数についても慎重に配慮していかなければならないと考えます。

（担当：学校教育課）